

山口県報

平成18年
3月31日
(金曜日)



山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第三十五号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表二の項診療料に関する部分中「社会保険加入患者」の下に、「老人保健医療給付患者」を加え、「健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成六年厚生省告示第五十四号）」を「診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）」に、

「厚生省告示第五十四号」を「厚生労働省告示第九十二号」に改め、

老人保健医療給付患者

老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成六年厚生省告示第七十二号）に定めるところにより算定した額

を削り、「厚生省告示第五十四号別表第一及び」を

目 次

条例
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………

「厚生労働省告示第九十二号別表第一及び」に改め、同部分の備考1中「他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合における厚生省告示第五十四号別表第一に定める紹介患者加算の点数に相当する数に十円五十銭の範囲内で知事が定める額を乗じて得た」を「千五百七十五円の範囲内で知事が定める」に改め、同項食事療養料に関する部分中「社会保険加入患者」の下に、「老人保健医療給付患者」を加え、「平成六

年厚生省告示第二百三十七号」を「平成十八年厚生労働省告示第九十九号」に、「厚生省告示第二百三十七号」を「厚生労働省告示第九十九号」に改め、

九号」に改め、

老人保健医療給付患者	老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準(平成六年厚生省告示第二百五十三号)に定めるところにより算定した額
------------	--

に「を」厚生労働省告示第九十九号に」に改め、同項検査料に関する部分及び健康診断料に関する部分並びに同表六の項の(一)から(三)までの規定中「厚生省告示第五十四号」を「厚生労働省告示第九十二号」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日印刷

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)